

# 経営者のための やさしい企業年金教室

平成 29 年 6 月 28 日

## 22 時限目：企業型確定拠出年金（DC）と iDeCo（イデコ）

個人型DCの愛称が iDeCo（イデコ）に決まってから、その名を新聞や雑誌で目にすることが多くなりました。また、法改正により、平成 29 年 1 月からは企業型DCや確定給付企業年金（DB）を実施している企業の従業員も iDeCo の加入対象者となりましたので、関心を持つ方が増えていると思われます。

そこで、iDeCo への加入の留意点について、以下に整理しました。

### ■ iDeCo の加入の条件を満たしているか？

- マッチング拠出を行っている場合は加入できません。

企業型DCを実施している企業で、マッチング拠出（従業員拠出）を採用している場合は、加入できません。

iDeCo へ拠出する掛金は、所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税や住民税の減額が最大のメリットですが、マッチング拠出でも同様のメリットを享受できます。

- 拠出限度額を超えている場合は加入できません。

DCには年間 66 万円の拠出限度額があり（DB 等他の企業年金がある場合は、33 万円）、これは iDeCo に加入しても同額ですが、

その全額を iDeCo のみに拠出することはできません。

66 万円のうち、iDeCo の限度額は 24 万円で、残り 42 万円は企業型DCの限度額となります（DB 等他の企業年金がある場合は、それぞれ 14.4 万円と 18.6 万円）。

また例えば、事業主拠出が月額 4 万円（年間 48 万円）である場合、月額 3.5 万円（同 42 万円）まで引き下げなければ iDeCo に加入できません。

※なお、企業型DCの規約についても、iDeCo への加入を認める定めが必要です。

### ■ iDeCo に加入した方が有利なのか？

- 企業年金がない（退職一時金しか採用していない等）場合は有利。

前述のとおり、掛金全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税が減額しますのでメリットがあります（他の企業年金がない場合の拠出限度額は、年間 27.6 万円）。

- 企業型DCがある場合は、マッチング拠出か選択制DCの方が有利。

iDeCo に加入する場合、年間手数料（2 千円～5 千円程度）は個人負担となり、事業主と 2 重に手数料を支払うことになりますので、注意

# 経営者のための やさしい企業年金教室

が必要です。

所得控除の恩恵は、マッチング拠出でも受けすることができます。ただし、マッチング拠出には、事業主拠出の掛金額を超えない、という制限があるので、事業主の拠出額が低い場合は、選択制DCという方法もあります。

選択制DCは、給与（または賞与）の一部を掛け金の原資に振り替えることで給与（または賞与）が減少することになり、厚生年金や健康保険等の社会保険料が従業員・事業主共に減少します（所得が下がるので、所得税や住民税も減少します）。

社会保険料の減少は、事業主には大きなメリットになる一方で、従業員には残業代や失業保険の給付額、将来受け取る厚生年金額の減少

につながるデメリットもありますので、事前に十分説明して理解を得ることが重要です（残業代は、給与規定で対応可能）。

企業型DCを導入しても、事務作業が増えるのを嫌って、マッチング拠出や選択制DCを採用していない企業がありますが、従業員からiDeCoの給与天引きを要求された場合、正当な理由なく拒否することはできません。

従業員からiDeCoに加入したいとの要望があれば、これを機に、マッチング拠出や選択制DCに取り組まれることをお勧めします。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 田中 均

## <iDeCoの拠出限度額>

